

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設の名称 静岡市児童館
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日
- 4 選定の経緯
 - (1) 公募
 - ア 募集期間 令和4年10月17日～令和4年11月16日
 - イ 申請団体（順不同） 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書類審査 令和4年12月2日
 - (イ) プレゼンテーション 令和4年12月2日
 - イ 審査委員会
委員長 阿部 薫夫（子ども未来課長）
委員 原田 康弘（生活安心安全課長）
〃 繁竹 三千代（青少年育成課長）
〃 永倉 みゆき（静岡県立大学短期大学部部長）
〃 大川 美佐子（NPO法人あそび子育て研究協会副代表中部地区代表）
 - ウ 審査基準（審査表）
様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり
 - エ 決定方法（審査方法）
各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
 - (ア) 名 称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

(イ) 点 数 77.8点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 227,670千円

イ 総 評 (選定の理由等)

・児童館運営の実績が十分にあり、法人としての体制も安定しているため、これまでの経験に基づいて安定的な事業実施が期待できる。

・地域や関係機関との連携も図られており、13館をまとめて運営することによるスケールメリットや、法人がもつネットワークを生かした施設運営及び事業の展開が期待できる。

・今後、創意工夫をしてサードプレイス機能を強化する予定があり、地域資源との連携が期待できる。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和5年3月17日

(6) 指 定 令和5年3月22日

(7) 公 告 令和5年3月28日

指定管理申請者審査表

施設の名称 児童館（西奈、安東、美和、麻機、服織、豊田、長田、中島、蒲原白銀、由比、草薙、三保羽衣、飯田いほはら）

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
あること。【20点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	児童館の設置目的を踏まえた管理運営方針が明確に示されているか。	1		
	児童館の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業計画となっているか。	1		
	市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画書に反映されているか。	2		
	【所見欄】			
【40点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	1		
	利用者ニーズの把握及び管理運営への反映策は十分に示されているか。	2		
	施設の利用促進及び利用者サービス向上のための適切な方策は十分に示されているか。	2		
	経費節減の適切な考え方のもと、事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。（収支計画は妥当か）	1		
	13館の一括管理（ネットワーク化）による効率的かつ効果的な運営の具体策が示されているか。	2		
	【所見欄】			
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。【30点】	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営は十分か。	2		
	施設運営に必要な人材の確保策及び適切な人員配置計画となっているか。	2		
	職員の指導育成、研修計画は適切に整備されているか。	1		
	災害、事故対策及び個人情報保護や環境保全等について適切な対応策を講じているか。	1		
	【所見欄】			

管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【10点】	施設を安定的に運営し得る財務的基盤を有しているか。	1		
	経理について適切な体制及び処理能力を有しているか。	1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】

--